



飼料増産

ホットニュース

第 51 号 2009. 4. 15

発行者 全国飼料増産行動会議事務局
事務局 (社)日本草地畜産種子協会
〒104-0031 東京都中央区京橋 1-19-8
大野ビル
TEL 03-3562-7032 FAX 03-3562-1651
http://souchi.lin.go.jp/

耕畜連携

たまねぎの後作として、大豆に代わり飼料作物の作付拡大
～ 佐賀県白石町での耕畜連携の事例 ～



佐賀県杵島農業改良普及センター 坂井隆宏

1 佐賀県白石町の概要

白石町は佐賀県の有明海沿いに位置し、平成 17 年に旧白石町、旧福富町、旧有明町の 3 町が合併して現在の町制となりました。もともと有明海には筑紫山地から流れ出る河川が運搬する土砂が堆積し、古くから営々と干拓事業が営まれてきました。そのため、白石町地域の地形の特徴として、中世～近代に造成された干拓地を中心に粘土質土壌の平野部が非常に広く、農作業に適した土地柄であることが上げられます。当然のことながら白石町の基幹産業は農業であり、佐賀県の農業産出額の 1 割以上を占めています。

2 たまねぎと飼料作物の意外なつながり

白石町の畜産農家は 66 戸でこのうち肉用牛が 49 戸、酪農が 11 戸を占めます。飼養頭数は



佐賀県白石町
・面積 99.5km²
・経営耕地面積 約5970ha (H19)
・農家戸数 約2900戸 (H19)
うち畜産農家約66戸 (H19)
・農業産出額 1465千万円 (H18)

図 1 白石町の概要

繁殖牛が 415 頭、搾乳牛が 412 頭となっており、肥育牛は交雑種が大半を占めます(平成 19 年)。白石町の農業の中でも畜産業は重要な一角を占めますが、実はこれ以上に大きいのは野菜で、特にたまねぎは重要な品目となっています。佐賀県のたまねぎ生産量は国内の約 14%を占めますが、このうち白石町が生産量は 7 割近くを占め、作付面積は 1,800ha に上ります(平成 19 年)。従って、飼料作物の生産に当たってたまねぎの作付けが重要なファクターとなってきます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下
たまねぎ	← 収穫 →			← 播種 →			← 定植 →		
水稻 (うるち)	← 育苗 →			← 田植え →			← 刈り取り →		
飼料作物 (スーダン、ソルゴー)	← 播種 →			← 一番刈り取り・収集 →			← 二番刈り取り・収集 →		
大豆	← 播種 →						← 収穫 →		

たまねぎの定植に大豆は重なるが、飼料作物は重なりにくい。

表 1 白石町の水田作付け体系

表 1 は水稻、たまねぎ、大豆、飼料作物の大きな栽培暦です。北部九州では転作作物として大豆が一般的ですが、大豆の収穫時期は 10 月下旬～11 月下旬で、たまねぎの定植時期と重なり、大豆の収穫後に早生たまねぎを植えよう

コンテンツ :

- たまねぎの後作として、大豆に代わり飼料作物の作付拡大
— 佐賀県白石町での耕畜連携の事例 — 1 頁
- 事務局より「放牧畜産基準認証制度創設のお知らせ」ほか 4 頁

とすると圃場管理上、非常に窮屈なスケジュールとなってしまいます。一方、夏作飼料作物のスーダングラスやソルゴーの場合ですと、収穫調製が遅くとも10月には終わってしまうため、たまねぎの定植にほとんど重なることはありません。そのようなことから、粗飼料の安定供給を求める畜産農家の要望ともあいまって、白石町では転作作物の大豆に代わる飼料作物生産の機運が高まってきました。

3 補助事業を活用した飼料作物増産への支援策

白石町ではこのような土地柄を利用して耕畜連携水田活用対策事業や産地づくり交付金を活用し、団地化した飼料作物の作付けに支援を行うようになりました。転作作物を団地化して作付けし、年ごとに転作団地を移動させるブロックローテーションは各地で行われていますが、白石町はブロックローテーションを県内でも大規模に取り組んでいる地域であるため、飼料作物の団地化に対する基盤が整っていたといえます。ブロックローテーションの調整は地域によ

って異なるのですが、だいたい農協の支所や生産組合によって行われます。例えば、白石町内の有明干拓地区では地域の水田を6つに区分したおおよそ100haの農区ごとに3年単位のブロックローテーションで集団転作に取り組んでいます。

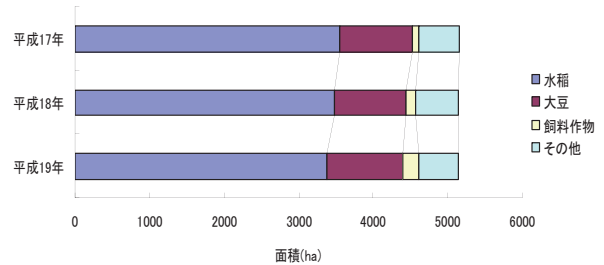


図2 白石町の水田表作の利用形態の推移

図2に白石町の平成17年以後の水田表作の利用形態の推移を示しますが、飼料作物の栽培面積は、平成17年の84haから19年には202haまで増加しています。



刈り取り前のスーダン (H20.9.26撮影)



スーダン刈り取り後の圃場 (H20.10.20撮影)



収穫前のたまねぎ (H21.4.1撮影)



植え付け後のたまねぎ (H21.1.9撮影)

写真1 補助事業を活用した飼料作物—たまねぎ作付の事例

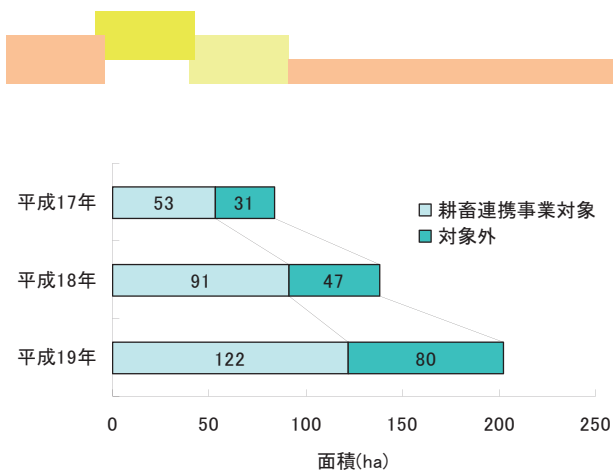


図3 飼料作物栽培面積の推移

※H19年度：耕畜連携水田活用対策事業
H17～18年度：耕畜連携推進対策(水田飼料作物生産振興事業)

図3に飼料作物栽培面積の内訳を示しますが、平成17～19年の増加分118haのうち耕畜連携水田活用対策事業の対象分(団地化への取組)が約69haに上っています。また、白石町では地域によって設定できる「産地づくり交付金」の交付単価を大豆と同等の水準に設定(基本助成、団地化加算、高度利用助成とも同額)することにより、さらなる飼料作物生産の支援を行っているところです。

これらの助成金と生産者の取り組みを簡単に説明すると、ブロックローテーションによって転作圃場に割り当てられた耕種農家のうち、早生たまねぎなどを栽培する農家が畜産農家と直接個別に話し合い、飼料作物の作付けを依頼します。水田協議会等による仲介は行っていません。飼料生産に必要な機械は畜産農家が所有していることが多いことから、播種や収穫作業は畜産農家が行い、収穫した飼料作物は畜産農家が自家利用します。また、収穫後の圃場には畜産農家がい肥を散布します。近年では飼料作物の一番草を収穫して家畜に給与し、二番草は緑肥として鋤き込む場合も多く見られます。筆者がたまねぎ農家に聞いたところでは、たまねぎの根が伸びやすくなるということでしたが、このようなたい肥や飼料作物の緑肥利用で畜産農家も地元の土づくりに貢献することができます。

多くの場合、産地づくり交付金は土地の使用収益権を有する耕種農家側に支払われ、耕畜連携水田活用対策事業の取組面積助成は実業者である畜産農家側へ支払われています。基幹品目であるたまねぎを軸にして、畜産農家と耕種農家に相互に有益な関係が作られ、それを町が支援する体制が構築されています。

4 今後の展開

白石町で栽培されている飼料作物の大半はスーダングラスやソルゴーですが、近年では飼料生産の大規模化が進み、個人で10ha以上の飼料作物を生産している農家もあります。規模拡大が進み、個別農家による飼料生産には限界が出てきている場合もあり、今後は集落営農やコントラクターなど共同作業、外部委託による飼料作物の生産について検討していく必要があると思われる。



写真2 スーダングラスの刈り取り風景



写真3 たまねぎ圃場に鋤き込むために刈り倒したスーダングラスをモーターを用いて破碎処理

放牧畜産基準認証制度創設のお知らせ

社団法人 日本草地畜産種子協会

1. 制度創設の目的

放牧は、国土資源を有効活用し、土一草一家畜が結びついた“資源循環型”畜産であり、畜産経営における飼料生産費及び購入費の低減、飼養管理及び給飼作業の省力化、繁殖成績の向上といったメリットがあるほか、家畜の健康保持や動物福祉の観点からも優れています。このような放牧を普及・推進することは、我が国の飼料自給率向上や低コスト畜産物の生産振興を図る上で重要です。

(社)日本草地畜産種子協会では、放牧のより一層の普及促進と消費者の理解醸成を図るため、従来より学識経験者等からなる検討委員会を設置して実施してきた持続型草地畜産についての調査や検討の結果をもとに、「放牧畜産基準」を制定し、その認証制度を創設しました。

2. 認証制度のしくみ

放牧畜産物を生産する牧場における飼養管理事項の基準を定めた「**放牧畜産基準**」と放牧畜産基準に基づき生産された放牧畜産物について、「**放牧酪農牛乳生産基準**」、「**放牧酪農乳製品生産基準**」、「**放牧牛乳生産基準**」（放牧期間に限定）、「**放牧乳製品生産基準**」（放牧期間に限定）、「**放牧子牛生産基準**」、「**放牧肥育牛生産基準**」、「**放牧牛肉生産基準**」の7つの生産基準を設けました。

協会は、「放牧畜産基準」を満たした牧場（酪農経営、肉用牛繁殖経営）を放牧畜産実践牧場として認証し、更に、各生産物に対する基準を順守して生産された畜産物に対しても認証を



行うとともに、申請により認証マーク（商標登録出願中）の使用が可能となります。認証期間はいずれも3年間ですが、更新手続きにより継続が可能です。

3. 認証基準で示される要件（概略）

(1) 「放牧畜産基準」

放牧管理：家畜が放牧によって十分な粗飼料を摂取することが可能であり、かつ草資源の再生力が維持される家畜1頭当たりの放牧地面積、放牧期間及び1日の放牧時間を植生ごとに設定しました。

その他、舎飼管理、採草地、放牧地等の管理、衛生管理等についても順守すべき事項を設けています。

- #### (2) 「放牧酪農牛乳生産基準」等の放牧畜産物の生産基準牛乳、乳製品については、他の生乳との混入がない分別製造を行う他、食品衛生法、乳等省令等の関係法令を順守し、全ての段階で衛生的かつ適切に管理されていることが必要です。また、放牧牛肉についても、と畜から流通・販売のすべての段階において他の牛肉と分別した状態で取り扱い、食品衛生法等のすべての関係法令の順守が必要です。詳細につきましては、近々、当協会ホームページ上に掲載予定ですのでご覧ください。

事務局より

□「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」の改訂版を発行しました

「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」を3年ぶりに改訂しました。WCS用稲栽培に使用可能な農薬の追加、病虫害防除対策、新品種情報等を改訂しています。また、同時に同マニュアルの要点をわかり易く解説したパンフレット「稲発酵粗飼料生産・給与技術について」も同時に発行しました。合わせてご利用ください。内容は、協会ホームページ(<http://souchi.lin.go.jp>)をご覧ください。

□《放牧アドバイザーによる放牧の現地指導について》

放牧アドバイザーによる放牧の現地指導、放牧に関する講演の講師を派遣しています。詳細は当協会のホームページをご覧ください。

放牧アドバイザーの旅費、教材費等は当協会が負担します。